

## 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、卒業までの間、予算の範囲内において継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下、「学び直し支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 学び直し支援金の支給の対象者は、県立高校、市立高校及び公立専修学校の高等課程（以下、「高等学校等」という。）に在学し、次の各号（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については、第3号を除く。）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条の各号に掲げる学校を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月（定時制及び通信制は24月）未満である者
- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数が74を超えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

### (支給期間)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、12月（定時制及び通信制は24月）以内とする。

### (受給資格認定)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に保護者等（法第3条第2項第3号に定める保護者等をいう。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ）又は市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校設置者を經由して教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。

(収入状況の届出)

第5条 前条の認定を受けた者は、毎年度、教育委員会が別に定める期限までに、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(様式第1号)を、学校設置者を經由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りではない。

(休学及び復学)

第6条 第4条の認定を受けた者が休学又は復学する場合は、学校設置者を通じて教育委員会に対して高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書(様式第2号)又は高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書(様式第3号)により申し出ることができる。

(支給方法)

第7条 学校設置者は、学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(その他の基準)

第8条 学び直し支援事業に関する基準は、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)及び省令で定める基準の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、令和2年7月分以降の支給について適用する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の前日から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月12日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、令和4年7月1日以後の支給について適用し、同日前の支給については、なお従前の例による。

鹿児島県教育委員会 殿

高等学校等学び直し支援金

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和・平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村	
保護者等の電話番号				
生徒が在学する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年月日 ～ (うち支給停止期間等) 年月日	学校の種類・課程・学科
	立	年月日 ～ 年月日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年月日 ～ (うち支給停止期間等) 年月日	学校の種類・課程・学科
	立	年月日 ～ 年月日	
③過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年月日 ～ (うち支給停止期間等) 年月日	学校の種類・課程・学科
	立	年月日 ～ 年月日	
④過去に学び直し支援金が支給されていた期間	学校名	年月日 ～ (うち支給停止期間等) 年月日	学校の種類・課程・学科
	立	年月日 ～ 年月日	
	学校名	年月日 ～ (うち支給停止期間等) 年月日	学校の種類・課程・学科
	立	年月日 ～ 年月日	

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
		親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
②	<input type="checkbox"/>	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 □名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)**

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために学び直し支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって学び直し支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、学び直し支援金の受給資格はありません。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

(削除)

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号(その1)に代えて、この書類を提出すること。  
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書

休学のため、高等学校等学び直し支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県		市区町村		
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	学校設置者の名称					
	休学開始日	年		月	日	

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書

高等学校等学び直し支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな			
	氏名	姓	名	
	住所	都道府県	市区町村	
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立		
		学校の種類・課程・学科：		
	学校の所在地	都道府県	市区町村	
	学校設置者の名称			
	復学日	年	月	日

学び直し支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。